荻窪法人会

よき経営者をめざすものの団体

東法連提唱「社会貢献」一人ひとりの力は小さくても、みんなの自覚をもって一人ひとつできることから

No.191

November 2017

世界のおもしろい税金シリーズ

トランプ類税

荻窪法人会は荻窪税務署管内の法人企業の有志が集う会です。
法人会は“よき経営者をめざすものの団体”がスローガンですが“地域に根ざした社会貢献”にも力を注いでいます。
この荻窪法人会の広報誌はどなたでも無料購読できます。

OGIKUBO 荻窪法人会ホームページ www.ogikubohojinkai.jp

法人会 消費税期限内納付 推進運動

よき経営者をめざすものの団体　それが法人会です

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会のお役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約80万社の会員企業、41都道県に440の単位会を擁する団体として大きく発展しています。あなたに近く、社会と広く。どこまでも人を中心に、さまざまな活動を展開する法人会。税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体…これが法人会です。

CONTENT

3　平成29年度全国統一の「会員増強運動月間」が始まる
◎ 小竹良夫／公益社団法人荻窪法人会 会長
◎ 水島隆明／公益社団法人荻窪法人会 組織委員会 委員長
◎ 多田英里／荻窪税務署 副署長

5　秋のブロック研修会
◎ 全ブロック共通テーマ
講師：小西雄貴／荻窪税務署 審理上席調査官

8　第16回 ブロック対抗ゴルフ大会

9　e-Tax推進税理士事務所について

10　田中順一 荻窪税務署署長インタビュー

12　e-Tax普及推進委員会
税理士の立場から見たe-Taxを推奨する理由やメリット

14　大石剛生e-Tax普及推進委員長インタビュー

16　200号に向かって ～広報誌の歴史を振り返る～ Part.1

18　税制委員会より「福井大会への参加のご報告」

20　税制委員会より「平成30年度税制改正に関する提言」

22　税務コーナー

23　ブロック・支部・委員会・部会からの報告
◎ 税制委員会
◎ 厚生事業委員会
◎ 第5ブロック
◎ 女性部会
◎ 青年部会
◎ 源泉部会

表紙イラストについて

世界のおもしろい税金シリーズ
【トランプ類税】

日本では、麻雀、トランプ、花札、株札、虫札、ホーム麻雀、ドミノなどのトランプ類を課税物件とする間接国税の一種。トランプ類税法（昭和32年法律 173号）によって規定されていたが、消費税の導入に伴い、1989年4月1日をもって廃止された。

【組織委員会とは】未加入法人への会員増強運動推進のために、各ブロック・支部・部会から推薦された役員が勧奨活動する委員会です。

公益社団法人荻窪法人会 組織委員会会員増強推進会議

平成29年度全国統一の「会員増強運動月間」スタート。

毎年10、11月の全国統一の「会員増強月間」がスタートします。
組織委員会では9月29日（金）に西荻窪「こけし屋」で会員増強会議を行いました。
来賓には荻窪税務署より多田英里副署長、天海健第1統括官、小西雄貴審理上席調査官が出席されました。多田副署長が挨拶で日頃の税務行政への理解について感謝の言葉を述べられました。今回の増強会議の出席数は58名で、会員増強運動への意欲が伺えました。

暑い最中の7月～9月15日の間に稼働法人調査を実施していただき今年も高い加入率を維持しております

会長あいさつ

小竹良夫／公益社団法人荻窪法人会 会長

本日は、会員増強推進会議に組織委員の皆様、ブロック長・支部長の皆様には多数のご出席をいただきありがとうございます。又、税務署からは多田副署長様・天海統括官様・小西審理上席様にも公務多忙な時期にご臨席いただき厚く御礼申し上げます。

今年度も組織委員会及び支部役員の皆様、大変暑い最中の7月～9月15日の間に稼働法人調査を実施して頂き今年も高い加入率を維持しております。

全法連・東法連の会員数が減少し組織率が低下する中、荻窪法人会が高い組織率を維持できるのは、荻窪法人会の「伝統と実績」の源であり、会員増強に取り組んでいただける組織委員会の皆様のお陰であると改めて御礼申し上げます。

さて、詳しい増強推進についてはこの後、水島組織委員長より発表があると思いますが、法人会も公益化にともない、個人事業主の方たちも入会できるようになりました。今後は医療関係の方、士業分野の方々にも入会勧奨が出来ればさらに荻窪法人会が活性化するのではと考えております。

本日は、組織拡大の決起集会でもあります。推進会議終了後は時間の許す限り和やかにご歓談頂きたいと思います。

簡単でありますが、開会の挨拶とさせていただきます。

委員長あいさつ

水島隆明／組織委員会 委員長

〝来たくなる法人会〟第一ステップ

荻窪法人会会員の皆様におかれましては日ごろより組織委員会の活動にご協力いただきましてありがとうございます。夏も終わり、各支部では稼動法人調査へご協力いただくとともに、今年度の増強目標を提示していただきました。重ねて御礼申し上げます。

平成29年度の増強目標ですが、稼動法人2866社に対し、全支部合計で98社の増強、目標加入率は78パーセントとなりました。達成を目指してがんばっていきましょう。よろしくお願いいたします。

本年度のスローガン〝来たくなる法人会〟で3つの実施目標をたてました。一番目の9月中の増強目標設定はおおむね達成できましたが、二つの支部から目標が提示されず未達となりました。来年度は全ての支部から目標が出されるように支援してまいりたいと思います。

二番目の目標である支部役員会の実施については、改めて毎回の組織委員会で支部役員会の開催状況の把握に努めており、22の支部での開催が出来ております。今年度はそれに加えて新入会員の方を加えた支部役員会の実施を呼びかけておりますので、支部長の皆様方におかれましてはぜひ再度の実施をお願いします。

三番目の目標である新入会員の入会情報のタイムリーな公開についてはまだ端緒にもついておりませんので、今後広報委員会へのお願いなど通じて実現へ努力してまいりたいと思います。

今後もますます〝来たくなる法人会〟の実現に向けて努力をしてまいりますのでご支援をお願いいします。ご精読ありがとうございました。

ご来賓あいさつ

多田英里／荻窪税務署 副署長

税に対する意識の高さが、高い加入率につながっている

本日は荻窪法人会会員増強推進会議にお招きいただき、ありがとうございます。

荻窪法人会の皆様方には、平素から税務行政に対して多大なご理解とご協力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

私は本年7月に荻窪税務署に赴任し、今月開催されました各ブロックの秋季研修会をはじめ、法人会の様々な行事に参加させていただき、税に関する情報を提供させていただく機会を頂戴しておりますが、ご出席を頂戴しました皆様方には、大変熱心にお聞きいただき、こうした税に対する意識の高さが、高い加入率につながっているものとお見受けいたしております。

これもひとえに皆様方のご努力の賜であると感じております。

署といたしましても、今後も様々な機会を利用して、税に関する情報を提供させていただくとともに、皆様方のご意見を頂戴して参りたいと思っております。

また、e-Taxにつきましては、納税者利便の向上と行政事務の効率化が図られることから、その普及及び定着に向けて、国税庁・国税局・税務署が一体となって取り組んでいるところであります。

最近の主な取組みとしましては、これまで申告書等を送信する際に、別途、郵送等で書面により提出する必要があった出資関係図や収用証明書等の添付書類について、PDF形式のイメージデータによる提出を可能とし、更にはその手続を拡大しました。

今後も、こうした利便の向上に努めてまいる所存でございます。

皆様におかれましては、e-Taxについて、日頃から大変に積極的な利用勧奨をしていただいているところであり、感謝申し上げますとともに、署としましても、より一層の普及に向けて努力していきたいと考えております。

結びになりますが、荻窪法人会の益々のご発展と、本日ご出席の皆様方のご健勝、ご事業のご繁栄を祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。

【秋の研修会について】荻窪法人会は秋と春に研修会を行っています。荻窪法人会は荻窪税務署管内を5つのブロックに地域割りをしています。秋はそれぞれのブロックが個別に研修会を開きます。秋の研修テーマの一つは荻窪税務署に講師をお願いして税務・納税など税金に関わる話やいままで経験されたことなど講話していただきます。この研修テーマは各ブロック共通ですがブロックによっては第2部を編成して地域に関わる講演を企画することがあります。法人会以外の方も参加できます。

平成29年度 公益社団法人 荻窪法人会

ブロック秋季研修会

全ブロック
共通テーマ

平成29年9月13日（水）午後6時から、荻窪タウンセブン8階にて、第3ブロックの秋季税務研修会が開催されました。荻窪税務署から講師をお迎えし、消費税率の引き上げに合わせて導入される軽減税率制度についての研修が行われました。

テーマ：消費税の軽減税率制度実施に向けての準備と対策

講師：小西雄貴 荻窪税務署 法人課税第1部門審理上席調査官

日々の業務での対応

平成31年10月1日の消費税率引き上げと同時に軽減税率制度が実施されます。税率は、標準税率が10％、軽減税率が8％です。現在の税率も8％ですが、現在の8％は国税分が6・3％、地方消費税が1・7％ですので、軽減税率の8％とは割合が違っています。このため、31年の引き上げ直後の経理書類においては、現行の8％と軽減税率の8％とは区分しておかないと、消費税の申告時にきちんと計算ができないということになります。

次に対象品目ですが、大きく分けて二つ、酒類・外食を除く飲食料品と、週2回以上発行される新聞のうち、定期購読契約に基づくものです。

日々の業務においては、取扱商品や仕入れの適用税率を確認することが必要になります。10％と8％のそれぞれの税率に基づいて、売り上げと仕入れにかかる消費税額を計算して、申告を行っていただくことになります。このため、売り上げを税率ごとに区分して管理するとともに、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書を売上先に交付していただくことになります。また、仕入れや経費についても、取引先から交付される請求書などに基づいて、税率ごとに区分して帳簿を記帳する区分経理を行っていただくことになります。

日々の業務では、まず仕入れの段階で税率ごとに仕入れや経費を区分するために、そのなかに軽減税率の対象となるものがないかを確認しておく必要があります。たとえ売り上げに対象となるものがない場合も、会議費など経費の中に対象となるものがないかを確認する必要があります。仕入れや経費で軽減税率の対象品目があったにもかかわらず、相手からもらった請求書に記載がなければ、追記することも可能です。そして、請求書などに基づいて、仕入れや経費を税率ごとに記帳するという流れになります。

続いて、商品の販売段階ですが、対象品目を扱っている事業者様は、顧客

<table>
<tr><th>ブロック</th><th>開催日</th><th>場　所</th><th></th><th>出席数</th></tr>
<tr><td>1</td><td>9月21日（木）17：30</td><td>井草区民センター</td><td rowspan="5">【共通テーマ】
「消費税の軽減税率制度実施に向けての準備と対策」
荻窪税務署 法人課税第1部門審理上席調査官 小西雄貴氏</td><td>41名</td></tr>
<tr><td>2</td><td>9月 8日（金）18：00</td><td>杉並会館マツヤサロン</td><td>29名</td></tr>
<tr><td>3</td><td>9月13日（水）18：00</td><td>荻窪タウンセブン8階会議室</td><td>46名</td></tr>
<tr><td>4</td><td>9月19日（火）18：00</td><td>シーダー HATA</td><td>44名</td></tr>
<tr><td>5</td><td>9月26日（火）18：00</td><td>荻窪タウンセブン8階会議室</td><td>39名</td></tr>
<tr><td colspan="5" align="right">計　　199名</td></tr>
</table>

から販売商品の税率を問われた場合に、回答できるように確認しておく必要があります。また、販売した商品に軽減税率の対象となるものがあれば、相手方に渡す請求書に対象品目である旨、税率ごとに合計した税込み金額を記載しないといけません。そして、相手に渡した請求書の控えに基づいて売上を税率ごとに記帳します。

続いて申告の段階ですが、これは税率ごとに記帳した売上や仕入れに基づいて消費税額を計算します。売上とか仕入れを税率ごとに記帳するのが困難な中小事業者には、簡便に税額計算ができる特例が設けられています。

飲食料品の取り扱いがない事業者の方や免税事業者の方も対応が必要となる場合がありますので、気をつけなくてはいけません。

軽減税率対象品目

次に軽減税率の対象品目についてです。まず、新聞ですが、対象となる新聞は、定期購読契約に基づいて購読されるもので、週2回以上発行されるものとなります。一般に皆さんのご自宅等に配達される日刊新聞などは8%の対象となります。

次に飲食料品です。この飲食料品とは食品表示法に規定する食品で、人の飲用または食用に供されるものです。ただし、酒税法に規定する酒類については、軽減税率の対象となる食品から除かれています。また、外食やケータリング等も対象とはなりません。ただ、ケータリングのなかでも、有料老人ホーム等で行う飲食料品の提供や学校給食については、要件はありますが軽減税率の対象とされています。

テイクアウト、宅配等は、軽減税率の対象になります。一体資産とは、おもちゃ付きのお菓子や、紅茶とティーカップのセットのように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっており、個々の資産の価格は提示されておらず、その一体となっている資産の価格のみが提示されているものをいいます。この一体資産については、原則は標準税率10%ですが、税抜き価格が1万円以下で、食品の価額の占める割合が3分の2以上の場合は、例外的に軽減税率の対象となります。

外食、ケータリング等ですが、標準税率が適用される外食とは、飲食店業等を営むものが、テーブル、椅子、その他の飲食に用いられる設備のある場所において、飲食料品を飲食させる役務の提供をいいます。レストランやフードコートでの食事の提供が外食に該当します。テイクアウトは、単なる飲食料品の販売として軽減税率が適用されます。ファストフードやイートインスペースのあるコンビニなどは、店内飲食に当たるのかテイクアウトになるのかは、販売する側が販売するときに判定することになります。そのために、顧客の意思を確認するなどして、適宜な方法により判定していただくことになります。

文書の記載と保存

次に、帳簿及び請求書等の記載と保存についてです。平成31年10月1日から平成35年9月30日までの間に適用される区分記載請求書等保存方式とは、仕入税額控除のため、区分経理に必要な事項を記載した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となるものです。期間については、平成35年10月1日以降は、仕入税額控除の方式として、いわゆるインボイス制度が導入されますので、この区分記載請求書等保存方式というのは、それまでの経過的な方式です。

保存が必要となる区分記載請求書の記載事項は、現行の請求書等保存方式における請求書の記載事項に、軽減税率の対象品目である旨と、税率ごとに合計した税込対価の額を追加したものです。受け取った請求書に、この追加する２つの項目の記載がないときは、受け取った方で自ら追加して書き込めることになっています。

平成35年10月1日からはインボイス制度、適格請求書等保存方式が導入されます。適格請求書は、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者だけが発行できる請求書です。経過措置は設けられているものの将来的には、この請求書がないと、軽減税率云々にかかわらず仕入税額控除ができないこととなります。適格請求書には区分記載請求書等の記載事項に追加して、登録番号、税率ごとに区分した税抜価額または税込価額の合計額及び適用税率、消費税額等の３つを記載しないといけないことになります。

また、売上で軽減税率の対象となるものを扱っている事業者様向けではありますが、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修を行う際に、その経費の一部を補助する「軽減税率対策補助金」の制度があります。

軽減税率の対象品目、請求書の記載事項、税額計算の特例、軽減税率の内容等、軽減税率制度に関するお問い合わせは、国税庁のホームページで随時最新情報を掲載していますので、ご覧いただきたいと思います。さらに詳しくお知りになりたい方は、消費税軽減税率電話相談センターにお電話ください。

第４ブロック

広報委員　加藤徹郎

第４ブロック秋季研修会

9月19日定時の午後6時より秦ブロック長所有のシーダーＨＡＴＡにて、会員・非会員45名の出席で第４ブロック秋季研修会が開催されました。第20支部長永田政弘氏の司会進行にて秦ブロック長の開会挨拶、続いて新任の荻窪税務署副署長多田英里様の挨拶、続いて来賓の法人課税第1統括官天海健様の紹介が有りすぐに本日の研修テーマ「消費税の軽減税率制度実施に向けての準備と対策」について約50分間、各職種別で税率が変わり業者だけでなく消費者にとっても影響があることがよくわかる説明をいただきましたが、複雑な部分についてはいつでも税務署に問い合わせてくださいとの事でした。

続いて委員会報告があり懇親会へと会場の変更を行い、志村正之副会長の開会挨拶、田中晴弘副会長の乾杯で和気あいあいの懇親会になり、中原章雄第18支部長の中締めで研修会を無事終える事ができました。皆様有難う御座いました。

第16回
ブロック対抗ゴルフ大会

会員同士の交流も深まる「ブロック対抗ゴルフ大会」は毎年行われ、会員の楽しみのひとつです。
真剣なプレーで個人と各ブロックで成績を競い合い会員企業の協力で賞品の提供をしていただいています。

成績表（敬称略）

個人成績

順　位	氏　名	グロス	ネット
優　勝	堀口直樹	91	71.8
準優勝	徳重公一	82	72.4
3 位	加藤いずみ	90	73.2
4 位	岩間保憲	82	73.6
5 位	田中一弘	81	73.8
6 位	水島隆明	93	73.8
7 位	高尾直一	94	74.8
8 位	小俣富一	87	75.0
9 位	高橋勇次	98	75.2
10 位	五十嵐良夫	103	75.4

団体戦成績（ネット）

順　位	ブロック	ネット合計
優　勝	1	443.2
準優勝	5	454.0
第 3 位	2	463.2
第 4 位	4	481.0
第 5 位	3	490.0

賞品をご提供いただいた企業一覧（順不同）

東洋時計（株）
（株）井口鉱油
（株）志村運送
東京標識（株）
（株）泉商会
昌英塗装工業（株）
鳥羽建設（株）
（株）ロードランナー
（株）興建社
富士商会（株）
（株）芳文社印刷
（株）西部旭建装
（株）東亜紙巧業
大總商事（株）
（株）河又
（有）春日園
（株）秦工務店
（株）セコム
（株）石萬
CDM（株）
大同生命保険（株）
AIU損害保険（株）
日大ゴルフ部
嵐山カントリークラブ

ブロック優勝はネット、グロス共に第１ブロック

第１ブロック担当副会長　加藤敏行

この度、恒例のブロック対抗ゴルフ大会が平成29年10月17日（火）嵐山カントリークラブにて開催されました。

このところの長雨の影響で当日の天候が心配されましたが、午前中は小雨でしたが午後からは晴れ間も見えるようになりエントリーした全員が無事プレーを終えることが出来ました。

成績は、ブロック優勝はネット、グロス共に第１ブロックでした。ネットの部では第２位が第５ブロック、第３位が第２ブロック、第４位が第４ブロック、第５位が第３ブロックという結果でした。

個人の部では、第１ブロック堀口直樹氏（45・46）が優勝し、第２位は第１ブロックの徳重公一氏（39・43）、第３位は第１ブロックの加藤いずみ氏（42・48）でした。

賞品も皆さまにご協力いただきましたおかげで充実し、パーティも多いに盛り上がりました。ご協賛いただきました皆様には、心より御礼申し上げます。

また、この大会の開催に際して、多くの皆さまにご協力いただきましたことにも心より感謝申し上げます。

e-Tax推進税理士事務所について

e-Tax利用向上を目指し、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しました。
その結果多数の先生方から「e-Tax推進税理士事務所」として会報掲載に承諾をいただきました。

日頃は法人会活動に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、現在、当法人会活動の大きな目標のひとつにe-Tax普及推進がございます。当法人会では会員企業の70%利用を目標に掲げております。この目標を達成するためには会員皆さま方の多大なご理解と同時に税理士先生方のご協力が必要不可欠と考えております。そこで当委員会では、東京税理士会荻窪支部の先生方全員にアンケートを実施しております。

質問内容は「顧客よりe-Tax代理申告・送信利用の依頼が来た時に、依頼通り行なっていただけるか？」更に依頼どおり行うとご回答いただいた先生方に「e-Tax推進税理士事務所として会報に掲載させていただいてもよろしいか？」との問いを発したところ78名の先生方より快く承諾をいただきました。このように税理士会においてもe-Tax普及推進に積極的に取り組んでおられます。そこで会員企業の皆さまにひとつお願いがございます。顧問の先生に「先生、うちの会社次の決算は電子申告でお願いしますよ。」と一言おっしゃっていただけませんでしょうか？

顧客である会員企業と実務を担当する税理士の先生方がタッグを組んで初めてe-Taxという行政の合理化が大きく進展していくと思います。何卒皆さま方の尚一層のご理解とご協力をお願いいたします。

e-Tax普及推進委員会

東京税理士会荻窪支部　e-Tax推進税理士事務所（敬称略）

平成29年10月15日現在

地域	氏名	住所	事務所連絡先
井草	堀真由美	井草2-11-9エスト・メゾネット105	3397-6652
	山岡朋枝	井草2-35-12-2-409号グランドメゾン杉並シーズン	5310-3228
	小川健太	井草5-10-5	6795-6182
上井草	竹田雄輔	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-105	6913-8665
	久保木浩志	上井草2-25-7上井草グリーンハイツ3-205	5303-4823
下井草	近藤健一	下井草1-5-17	3390-9437
	税理士法人稲村会計事務所	下井草3-29-10佐藤ビル302号	5382-2711
	藍野和男	下井草4-1-6	3397-5118
	鈴木百香	下井草4-32-9	3399-1555
	田子周一	下井草4-33-12	3395-3343
今川	中村良三	今川3-8-4	3399-3976
	中村行雄	今川3-8-4	3399-3976
西荻北	馬場義男	西荻北2-3-9コメットビル5階	3394-5922
	鈴木吉郎	西荻北2-6-6YS西荻3F	3301-5101
	福田都介	西荻北2-11-4エクセリア西荻201号	3397-2770
	山本哲郎	西荻北2-12-2西島ビル201	5303-6371
	村林秀則	西荻北3-11-3サンコ-ト西荻窪115号室	6423-0566
	東原　功	西荻北3-14-18ラーバンプラザ401	5936-0055
	廣瀬一俊	西荻北3-20-12グラツィオーソ西荻窪B1	3399-0180
	荒谷美佳	西荻北3-31-13-503号	5303-5781
上荻	丸山良尚	上荻1-5-2コロナビル6階	3391-6309
	吉原敬三	上荻1-11-3アベイユ神秋602号	3391-2881
	大矢勝昭	上荻1-16-3森谷ビル4階	3391-5588
	小林誉光	上荻1-17-10シンフォニーアンダンテ602	3391-1044
	今村千恵子	上荻1-18-12春木屋ビル	6915-1303
	穂坂正積	上荻1-18-14-206	3393-7571
	山室文雄	上荻1-19-9朝日荻窪マンション603号	3392-9462
	本橋喜久雄	上荻1-21-23	3392-5555
	小島麻里	上荻1-23-19小嶋東神ビル4F	6913-0520
	小澄了子	上荻2-19-18 2階	5347-2066
	和田　実	上荻4-19-22-603	3395-1131
	岡田　茂	上荻4-23-9	3395-3111
本天沼	小野寺誠	本天沼2-41-8	5303-1680
	山田真治	本天沼3-34-12ドーマG101	6276-7833
清水	本間康弘	清水1-16-5IWAIビル5F	6913-5681
	小林滋子	清水3-9-9-102	5938-5100
天沼	桑山　務	天沼1-2-3	3398-1316
	黒川えり	天沼1-9-9	090-8479-0152
	酒井幸三郎	天沼1-40-6	3392-5455
	池上敬子	天沼1-41-6	5932-5128
	岩倉永一	天沼3-2-2荻窪勧業ビル2階	3392-0157

地域	氏名	住所	事務所連絡先
天沼	岩倉礼子	天沼3-2-2荻窪勧業ビル2階	3392-0157
	原田叔法	天沼3-2-2荻窪勧業ビル2階	3392-2170
	篠原あずさ	天沼3-3-2	6794-7334
	石澤　潔	天沼3-12-19	3398-4910
	藤村　茂	天沼3-23-23カーミリア荻窪202	6231-1701
西荻南	河野修兵	西荻南2-9-13	5336-6457
	小野寺昭市	西荻南2-23-8	3333-4868
	内山千枝	西荻南3-8-16-902	3334-5021
	佐山政雄	西荻南3-9-11-501	3333-0221
久我山	小松原英二	久我山5-7-8	3333-9805
	杉本洋子	久我山5-8-23	5370-8518
宮前	石原恵子	宮前1-16-23杉並宮前ロイアルハイツ304号	3334-1305
	小松原伸元	宮前4-31-1	5941-9239
	小松原英雄	宮前5-7-19	3331-3266
	稲澤　聡	宮前5-10-5	3247-7194
荻窪	熊澤眞理子	荻窪1-17-11	6915-1807
	森脇雅子	荻窪2-20-7-504	5397-8026
	永井敏雄	荻窪2-27-11	5397-6115
	尾﨑正俊	荻窪3-47-15 第3野村ビル300号	3392-1101
	望月英仁	荻窪4-6-24-201	5347-2945
	黒岩民子	荻窪4-12-12 ISHIIレジデンス201	6795-5216
	早乙女和子	荻窪4-20-9-402号	3391-7626
	伊藤佳江	荻窪4-21-4荻窪ローヤルコーポ104号	3394-1123
	千葉繁樹	荻窪4-32-3AKオギクボビル401	050-5527-4372
	釜谷彰一	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6006
	塩谷治道	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6003
	西村克彦	荻窪5-11-17荻窪第二和光ビル6階	6383-6002
	大久保豊	荻窪5-13-6丸新マンション306号室	3398-8812
	三好秀胤	荻窪5-14-4武蔵野マンション502	3393-2671
	池田幸弘	荻窪5-16-14カパラビル8階	5335-7981
	中村喜一	荻窪5-17-11荻窪スカイレジテル216	5347-9930
	松井　勉	荻窪5-18-11-301	3392-7223
	大島康司	荻窪5-22-12戸田ビル205	5335-7465
	税理士法人茂木会計事務所	荻窪5-25-6	3393-0211
	青葉総合税理士法人	荻窪5-26-9コスモYビル5F	3398-0523
	岩崎智香子	荻窪5-30-12グローリアビル1101号	3392-1198
松庵	大槻一弘	松庵3-38-20 KURA松庵305	6795-8420

荻窪法人会は税務の協力団体でもあります。
新任の税務署長の人柄を紹介しながら、税務行政について、
また荻窪の感想をお聞きします。

田中順一
荻窪税務署署長インタビュー

事務管理課は、税務署とプログラマーをつなぐ通訳のようなものです

聞き手／前田薫範・岡 博之・小笠原秀明

初期のコンピューター技術者だった父の影響を受け、自身も国税の世界でコンピューターに長くかかわってきた田中順一署長。大宮での幼年期、税務職員としての進路を選んだいきさつ、ご趣味の旅行の話、荻窪の街について等、ざっくばらんにお話いただきました。

氷川神社の参道が遊び場

今年、荻窪税務署に着任された田中署長は昭和33年、埼玉県大宮のお生まれです。「大いなる宮居」として大宮の地名の由来にもなった日本でも指折りの古社、大宮氷川神社の参道は、幼いころのかっこうの遊び場だったそうです。

また、大宮駅は東京から東北地方と信越地方への分岐点に位置し、国鉄時代から駅周辺に多くの鉄道施設があることから、大宮は「鉄道の町」とも呼ばれていました。

「私が子どものころは蒸気機関車もありましたから、よく父にせがんで操車場まで連れていってもらい、汽車を見るのが好きでした。父はオートバイに乗ってましてね、タンクの上に乗せてもらうんです。操車場は家からちょっと離れていて、一人では行けない、子どもにとって特別な場所でした」

小学校へ上がる直前にお隣の浦和に引っ越され、その後、何度か引っ越ししたものの、ずっと旧浦和市内で、小・中学校、高校まで市内の学校へ通われました。現在も、さいたま市にお住まいです。

「大宮市と浦和市が合併しましたので、広い意味ではさいたま市内から動いてないんです（笑）」

高校卒業後は、東京理科大へ進学。コンピューターの技術者だったというお父様の影響もあり、数学を専攻されました。

「素直に進めば数学の教員になるところで、実際に卒業生の約半数が教員になっています。私も中学、高校の教員資格は持っていますが、公務員試験も受かっていたので、就職のときは正直、迷いました。一番は、生徒に殴られて、殴り返せないというのは嫌だなと思ったこと（笑）。そのころも学校は荒れてましたからね。

数学の道具といえばコンピューターです。私は学生のときもコンピューター関係のアルバイトをしていました。税務職を選んだのは、特にそのころは大規模法人が経理にどんどんコンピューターを使うようになり、自分はそういった知識で役に立てるんじゃないかと考えたからです」

コンピューターに携わる

田中署長が最初に配属されたのが、亀戸にある江東東税務署でした。そこで4年を過ごし、次の異動で東京国税局の事務管理課へ。そこはまさにコ

ンピューターを扱う部署でした。その後、平成13年からは国税庁の事務管理課にて主任税務分析官、平成17年から東京国税局総務部にて情報処理管理官としてご活躍されます。

「コンピューター系が長くて通算すると20年以上になります。実際に私たちがプログラムするわけではなく、それはメーカーに作ってもらいます。ただ、メーカーの方は税務署の仕事も税法も知りませんから、私たちが通訳のような役割を果たすわけです。専門用語がわからないとメーカーの方との会話もできません。コンピューターのことがある程度わからないとオーダーも出せないし、せっかく作っても税務署の仕事に合わなければ使いものになりません。メーカーの方が『こういうのはどうですか?』と提案してくれて、こちらが「これでは使えないから、ここを直して』といったやりとりを続けていく仕事でした。今、国税の職場で使っているKSKシステムにも携わりました」

平成19年から葛飾税務署副署長、平成21年から立川税務署特別国税調査官を経て、平成24年には税務大学校の教授として2年間、消費税と所得税を担当されています。

「現実に調査にうかがうと判断に迷うような取り引きもありますから、大学校では難しい事例研究もさせます。いろいろなお金や物の動きを見て、これが課税対象になるのかどうか、なるとしたらどういう計算をするのか。外国に比べて日本の税法はかなり精緻にできているそうですが、それでもすべてギチギチに決まっているわけではありません。最近は、ビットコインのような仮想通貨をどのように考えるか、難しいところですね」

自然派で旅行大好き!

学生時代から旅行がお好きで、これまですべての都道府県に足を踏み入れているという田中署長。若いころは貧乏旅行だったり、仲間との山登りにも行ったけれど、最近はお母様を乗せて、車でドライブがてらの温泉巡りが多いそうです。いつまでも元気でいてほしいから、なるべく一緒に旅行に出かけるといいます。

お気に入りのドライブコースは東北自動車道で日光を目指し、そのまま奥日光を通過して沼田に抜け、関越自動車道で帰ってくるという日帰りコースとのこと。

「紅葉がきれいだというテレビのニュースを見て思い立ち、土日で十和田湖まで行ってきたこともあります。ちょっと無茶かなと思ったんですけれど、東北道はすいてますし、思いのほかラクでしたね。山登りは今もたまに行きます。立山三山の縦走は三千メートルクラスでも気軽に歩けます。ライチョウにも会えるし、天気に恵まれるとすごくいいところですよ。

私は自然派なので、初めて行った海外旅行がアメリカの国立公園巡りのツアーでした。みんなに『初めての人が来るコースじゃない』と言われましたけれど(笑)。カナダやスイスではハイキングツアーに参加しました。珍しいところでは、カナダのイエローナイフというところでオーロラを見ました。氷点下30度。寒いけれど、きれいでしたよ。オーロラを見るなら満月の日はやめたほうがいいです。明るすぎてよく見えないので、新月から半月くらいまでのときがいいですね」

国内、海外ともに旅行を思う存分楽しんでおられるようです。

落ち着いた街、荻窪

最後に、荻窪の印象、荻窪法人会への一言をうかがいました。

「荻窪は、落ち着いた、とてもいい街だと思います。ラッキーにも、いいところに入れてもらったと思います(笑)。いちばん感じたのは、商店街が元気だなということ。今は商店街が寂しくなっちゃってる地域が多いですからね。荻窪は、あちこちの商店街が頑張ってて、盛んだなと思います。

荻窪税務署では法人会の方々がたいへん協力してくださると、前任の署長からも聞いていました。私もまだ日は浅いですが、本当にいろいろとしてくださると実感しています。

私どもの税務行政というのは、皆様方のご協力があって成り立つという面が非常に大きいと考えます。無茶なお願いをする場合もあるかもしれませんが、今後とも多方面にわたるご協力をどうかよろしくお願いいたします」

税理士の立場から見た e-Taxを推奨する理由やメリット

―e-Tax 普及推進委員会―

e-Taxの普及に関しては、利用者割合70%を目標に取り組んでおり、全国平均では80%とも言われています。
ところが、荻窪法人会は60%強にとどまっております。
様々な分野で優秀な成績を収めている荻窪法人会ですが、e-Taxの成績は芳しくありません。
そもそも法人会は『納税者が自ら申告納税する』といった趣旨で企業の間から自発的に生まれた団体ですので、私たちが自発的にe-Taxを推進していくのは、ごく自然なことと言えまるのではないでしょうか。
良き経営者として、e-Taxの推進にもご協力をお願い致します。

◉利用者の立場でのメリット

減税などの特典は今のところありませんが、e-Taxにも多くのメリットがあります。

今回は税理士の立場からe-Tax推進普及委員会副委員長の岩倉先生にアドバイスを頂きました。

e-Tax を利用するメリット

★代表者の自署押印が必要ない

この儀式が好きだというご意見も少数ながら存在します。
ですが、これが無ければスケジュールを調整して税理士との時間を作る必要は無くなり、空いた時間を有効に利用できます。

★印刷して提出するという作業が必要ない

★申告書控（電子申告控）をすぐ納税者に返すことができる

国税（e-Tax）ではないですが、法人は通常、国税と同時に地方税も申告しますので、支店等がいくつもあり、地方税の提出先が多い場合は、eLTAX は特に便利です。

★電子納税の利用もできるので金融機関に納付書を持ち込む必要がない

いかがでしょうか？時間と労力を短縮することが出来るのが、e-Taxの最大のメリットと言えるのではないでしょうか。法人税の申告はほとんどの方が税理士の先生にお願いされていると思います。e-Taxの推進というのは、税理士の先生に「e-Taxで申告してください」とお願いすることです。それによって、上記のメリットが実現するのです。

個人の確定申告における e-Tax利用のメリット

社長の皆さんは、確定申告をなさっている方が多いと思います。
その際のメリットもあげておきましょう。

★ネットで申告できる

★還付までのスピードが早いとされている

★24時間受付（確定申告期間中）

★医療費の領収書や源泉徴収票等の添付書類の提出を省略できる

税理士の声

現在、会計の作業はほぼ100％パソコンを使用しています。自分ではパソコンを触らない先輩税理士の先生方も、所員にはパソコンで作業させていると思います。そんな日常作業が納税に直結しているのが「e-Tax」なのです。私たちは、利用者以上に時間を短縮することができます。事務作業の時間を減らすことは、税務のアドバイスをはじめ、より質の高い仕事を利用者の皆さまに提供することが可能になります。

将来的には義務化も？

2017年7月10日号の週間税務通信の記事によると、2017年6月30日に財務省及び総務省のHPで電子申告の義務化等に向けた基本計画（『行政手続コスト」削減のための基本計画』）が公表されたようです。

ただ、電子申告の義務化についての具体的な実施時期までは示されていないようです。それでも、これだけインターネットが普及した世の中では電子申告が常識となるのも、そう遠い未来のことでは無いかもしれないですね。

大石剛生
e-Tax普及推進委員長インタビュー

記録より記憶。
思い出してもらえる店でありたい。

聞き手／岡 博之

西荻窪駅前の「こけし屋」は、中央線沿線で最も歴史あるフランス料理店として、かつては界隈に住む文人たちが集った老舗です。e-Tax普及推進委員長に就任された、こけし屋の2代目社長である大石剛生氏に、厳しかった父との約束、多くの有名人が集った店の歴史、そして、委員長としての抱負などをうかがいました。

東京を離れて北大へ

大石委員長は、西荻窪で産湯をつかい、桃井第3小学校、神明中学校、都立石神井高校を卒業、老舗を守って地元でご商売を続ける生粋の西荻っ子です。戦後間もなく始めた、洋菓子とフランス料理の店「こけし屋」の創業者、大石總一郎氏は大石委員長のお父様です。

「うちの父は手のつけられないカミナリオヤジで、いつ爆発するかわからない。そんな親父と、大学へ入る前に『大学の4年間は家を出させてくれ、そして、もし留年しなかったら留学させてほしい。そのかわり、必ず戻ってくる』と約束したんです。私が東京にいたら、修業がてら店でアルバイトしろと言われるだろうし、継いでほしいという親父の気持ちはわかっていましたから。父は早稲田大学卒業ですが、そのときの教授の息子さんが北海道大学で教授をされていた関係で、北大に進むことになりました」

大学時代、大石委員長が住まいとして選んだのは、畳敷きワンルーム、流しとトイレは共同、二食付きという昭和の下宿ともいうべきところでした。

「当時でも東京にはそんなのなかったけど、北海道には残ってたんです。お風呂は銭湯で、冬の帰り道には髪の毛がバリバリになっちゃう。でも、そういうところで過ごしたおかげで、そのときの仲間は先輩も後輩も今でも仲よくて、うちの店で同窓会をやってます」

約束通り留年せずに4年で卒業した大石委員長は、高田馬場にあるYMCAのホテル学校に1年間通いながら、留学先を探しました。アメリカにある「ホテルレストラン」学部で、MBAの取得をめざしてミシガン州立大学に行くことに。誰のツテもコネもなく、飛行機の片道切符を握りしめての旅立ちでした。しかし、その学部はマクドナルドのような飲食店を対象にしたものだったそうです。

「そこで、コミュニケーション学部に入って2年で卒業しました。結局、自分の店に関することは何もしなかったので、今度はパリにアパートを借りて、ミシュランの星付きレストランへ出かけたりしました。そこには10か月ほどいましたね。

最終的に家に戻ったのは29歳のころ。父の運転手や経理をしながら、30歳を少し過ぎて法人会の青年部に入って、西荻の地元で今日まであっという間に時間が過ぎました」

歴史ある「こけし屋」

大石委員長の父、總一郎氏は8歳のとき父を、10歳で母を共に病気で亡くし、親戚の家で育ちました。高校卒業後は就職を考えていたところ、叔父から「これからの時代は大学へ行かなければダメだ」と言われ、奨学金を受けて早稲田大学へ進学。そこで「雄弁会」に出会います。雄弁会の同期には藤波孝生元官房長官、2年後輩に海部俊樹元総理大臣など、のちに政治家として活躍した友人も多く、またアルバイトで池田勇人の応援演説をして、衆議院に出してやるとまで言われたといいます。

「亡くなった祖父母は、西荻窪駅前の土地で『大石衣装店』を営んでいて、足袋とかを売っていました。その場所で、戦後すぐに復員してきた親戚が甘味喫茶を開いたんです。親父は、ヤミ市でサントスというコーヒー豆を手に入れたけれど、飲んだことはないし、どうすればコーヒーというものになるのかわからない。そこで、柔道家でフランスに柔道を広めた石黒敬七氏にコーヒーの味を教えてもらったそうです。和風甘味喫茶じゃ、他の店に勝てないから、洋菓子を作れる人を探してきた。そのころは洋菓子店も少ないから飛ぶように売れたそうです」

インタビュー時に見せていただいた資料

松本清張さんからプレゼントされた絵画の裏に書かれた直筆のサインとデッサン

こけし屋の前身である大石洋品店

この店には、都心から荻窪、西荻窪近辺に疎開していた文化人が集まるようになりました。そういう人たちに講演してもらう「文化講座」が開かれるようになりました。参加料は、コーヒーとケーキ代です。その後、有名無名の文化人たちが集まり、「カルヴァドスの会」が結成されました。

「カルヴァドスとはリンゴで作るブランデー。月に一度くらい、酒を飲んでどんちゃん騒ぎをする会です（笑）。そこに集った方たちが、うちの店を宣伝してくれ、メジャーにしてくれました。皆さん、ご高齢になって、発展的解消をしたあと、地元の皆さんに感謝の気持ちで始めたのが、第2日曜日にうちの駐車場で開く朝市と、ボージョレヌーボーのときにお客様や業者の方を呼んで飲み会を開く、この二つです。荻窪、西荻窪界隈には有名な方々が大勢住んでいましたね。松本清張さんが店に一日いて原稿を書いていたことはテレビでも紹介されました。服部良一さんが作曲した『東京ブギウギ』は、この店でナプキンに書かれて誕生したんです。洋画家の鈴木信太郎さんは、うちの親父の親代わりと言ってくれていた一人で、うちの包装紙の絵を描いてくださいました。

いろいろなことがあり、たくさんの方に関わっていただきました。私は記録より記憶と思っています。この近くに来て、こけし屋を思い出してもらえればいいんです。息子が継いでくれれば嬉しいけれど、もしなくなったとしても、『ここに、こけし屋があったよね』って言ってもらえれば、中小企業の親父としては本望なんです」

普及率70％超をめざして

最後に、e-Tax普及推進委員長に就任された大石氏に、これからの抱負などをうかがいました。

「最初は、1期で終わるから手伝ってくれと言われたe-Tax委員会ですが、もう10年。当時の委員はじめ主力メンバーは変わりません。

当時、杉並区は住基ネットがあって、絶対に広まらないなと思っていたけれど、それもなくなり、今は普及率70％を超えそうなところまで来ています。初めは届け出だけでいいですよと言っていたのが、次は源泉まで、今は完全に決算書まで出してくださいというレベルで、ハードルはどんどん上がっていますからね。私としては、最低限70％以上にはしておきたいと思っていますし、実際今、平均よりはかなりいいところまで行っていて、上を見ればキリがありません。今はe-Taxをやっていない人、やっているかどうかわからない人、その一人一人に当たっているところです。

話をうかがうと、昔ながらの決算書で、自分で実印をドンと押さないと経営している気にならないという方もいらっしゃいます。その気持ち、よくわかるんです。ただ、テレビがアナログから地デジに変わったときに、ブラウン管テレビのままでいいと言っても、アナログ放送がなくなり、すべて地デジになってみたら、決して悪いものじゃないということになった。おそらくe-Taxも将来的には、そうなっていくんじゃないかなと思っています。

この2年は、地道にローラー作戦でお願いしていこうと思っていますので、よろしくお願いいたします」

200号に向かって ～広報誌の歴史を振り返る～ Part.1

荻窪法人会広報誌がもう少しで200号を迎えます。そこで記念企画として広報誌の歴史を複数に分けて振り返ります。第1回目として55号までの広報誌の表紙を掲載いたします。広報委員が試行錯誤して作ってきた広報誌を表紙のデザインから感じていただければと思います。

創刊号
おぎくぼ法人会だより

法人会会員の皆様へ
久保田 康一

法人会員へのお願い
小川 弘

創刊号

おぎくぼ法人会だより

第２号

おぎくぼ法人会だより

第３号

おぎくぼ法人会だより

第４号

第５号

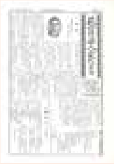

第６号

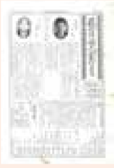

第７号

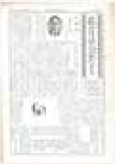

第８号

第９号

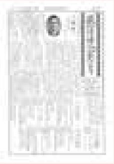

第１０号

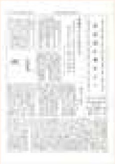

第１１号

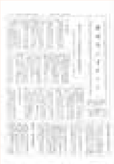

第１２号

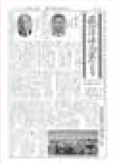

第１３号

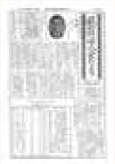

第１４号

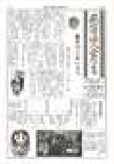

第２７号

おぎくぼ法人会だより

荻窪法人会だより

昭和五十四年度
税制改正要望と実現の見とおし

目標は2,200社！
会員増強運動を推進しよう
―1人が1社の新会員をご推せんください―

第２８号

荻窪法人会だより

第２９号

荻窪法人会だより

第３０号

荻窪法人会だより

第３１号

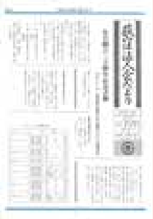

第３２号

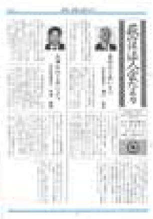

第３３号

第３４号

第３９号

第４０号

第４１号

第４２号

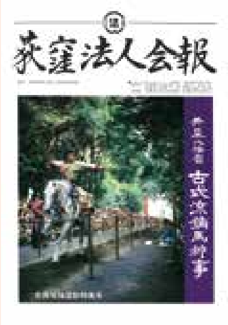

第４３号

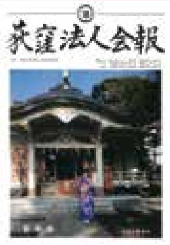

第４４号

第４５号

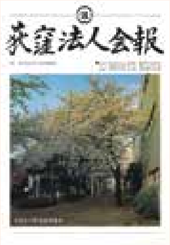

第４６号

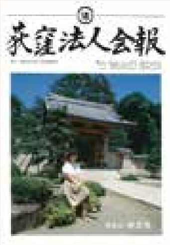

第４７号

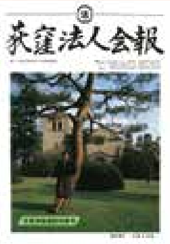

第４８号

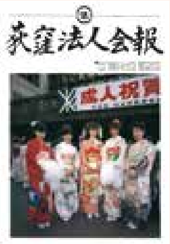

第４９号

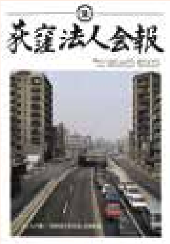

第５０号

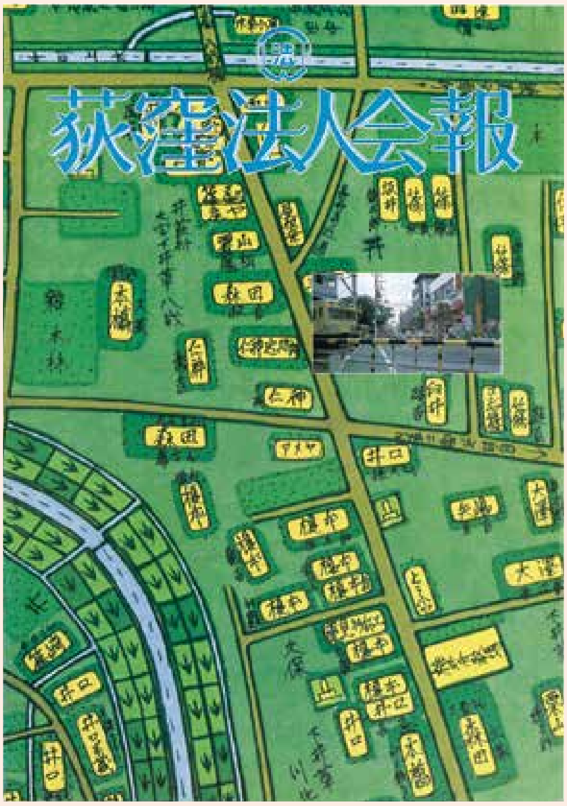

第５１号

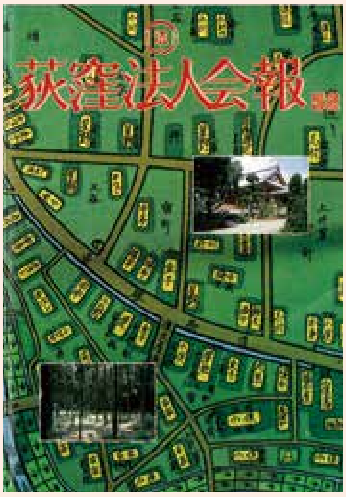

第５２号

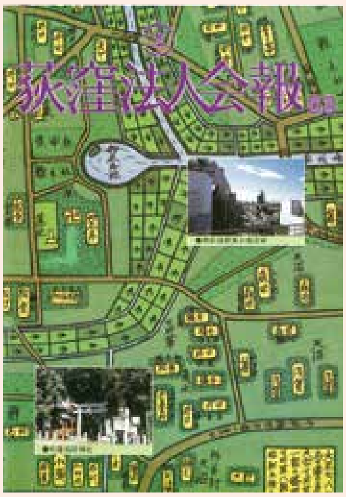

第５３号

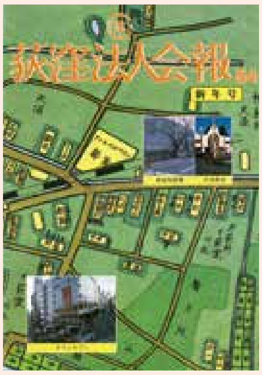

第５４号

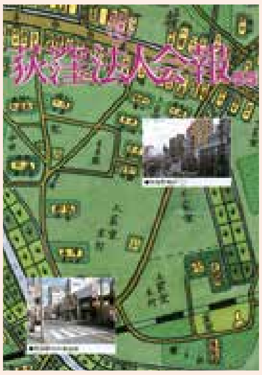

第５５号

法人会全国大会 福井大会への参加のご報告

税制委員　小林誉光（税理士）

平成29年10月5日、福井県産業会館にて、法人会全国大会 福井大会が開催されました。
今回は、この様子をご紹介します。

第一部　記念講演会
演題：今後の政治と経済のゆくえ
講演者：与良正男氏

1 小池さんは選挙に出るのか

今回の選挙は、小池さんが選挙に出馬するかどうかで大きく変わってくる。（本人は出ないといっている）小池さんはもともと、「次の次の選挙」で出る予定だったのではないかと考えている。また、都知事を1年ちょっとでやめるダメージも大きい。しかし本人が出ない場合、次のリーダーである総理候補を明らかにする必要があるが、「希望」に入った人に総理候補がいない。小池さんの本音は、「選挙結果を見てから総理候補を考えたい」というところだろうか。選挙結果によっては、維新の代表と連携して橋下徹氏の可能性もないわけでない。

一方で、連日の小池報道は、「（森友問題や加計問題を抱えていた）安倍さんにとってありがたかった」のではないかと思う。

講師の与良正男氏

2 小池さんの原点は日本新党

1992年、キャスターから国会議員へ転身し日本新党の議員となった小池さん。小池さんがしきりにする話は「原点の日本新党」であり、キャッチフレーズは「政治家総取り換え」だった。

1993年の衆議院選挙。自民党の分裂による「自民党の過半数割れ」による「非自民連立による細川政権」の誕生。当時の日本新党のメンバーには、枝野さん、前原さん、小池さんがいた。その後、民主党が

会場の様子

全国法人会総連合 会長 小林栄三

国税庁長官 佐川宣寿

誕生するが、「民主党はずっとバラバラのまま」だった。そして、昨今の政界再編の動き。時代は巡る。今後の動きに注目したい。

3 民意を反映しづらい小選挙区制度

最近の世論調査では、「単独過半数よりも与野党が迫中しているほうがいい」と感じる人が多い。「安倍さんに反省してもらいたいけど自民党には投票したい」という民意は、現在の小選挙区よりも中選挙区時代のほうが反映されやすかった。日本は二大政党制が難しい。政界再編で第三極が出てきている現状では、選挙制度の見直しも必要かもしれない。

4 消費税10%のゆくえ

「消費税10%引き上げ」の三党合意だったはずである。しかし、解散になるとグラグラする。

野党は消費税の8%凍結をアピールすれば、自民党は「消費税の使い道を変える」政策を出してきた。

逆にこのことは、再来年の秋の「10%」は間違いないだろうと思われる。

5 選挙の主役は、やはり安倍さん

今回の選挙は、「安倍総理があと4年続くか」の選挙である。今回の選挙結果のいかんによって、安倍総理は、来年の秋の自民党総裁選で再選される可能性がある。仮に再選されれば、戦後最長の総理大臣となる。逆に、今回の総選挙で票数が激減した場合、(すぐにはやめなくても)来年の総裁選は厳しいものとなるのではないだろうか。

6 こんな時代だから政治の信頼は必要

北朝鮮の問題が取りざたされている現状において、「政治の信頼」は何より大事である。

内閣改造をしてすぐに何もしないままの解散総選挙。これでは「政治の信頼」は得られない。

毎年、こんなに選挙をしている国は他にはない。ドイツ、イギリス、フランスも解散制度はあるが、要件が厳しくなかなか解散できない。日本も解散の要件を見直すべきではないだろうか。

大会式典

大会式典では、主催者挨拶や来賓祝辞、各単位会の表彰（加入率・研修参加率）の後、「税制改正提言の報告」と「青年部会による租税教育活動の報告」がされました。

1 税制改正提言の報告

次ページで詳細をご覧ください。

2 青年部会による租税教室活動の報告

鹿屋肝属法人会

「一緒に楽しく学ぼう税（ぜい）！」

「遊びながら、税を通じた家族の会話」をテーマに「鹿屋市秋祭り歩行者天国」において、「税」一色のイベントを開催。宝の地図をもとに、税に関する問題を探し出し、回答して回る「宝探しだ税」や子供たちの目線で、消費税の使い道を考え投票する「消費税の使い道を子供たちに託してみよう税」などの取り組みが紹介されました。

法人会の「平成30年度税制改正に関する提言」まとまる

超高齢化社会に対応した社会保障制度の構築と中小企業に税制措置でさらなる活力を！

法人会の「平成30年度税制改正に関する提言」が、9月21日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道府県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

Ⅰ 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○消費税率10％への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

○「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1・6兆円（社会保障費1・5兆円、その他0・1兆円）程度に抑制する目安を示した。この2年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10％程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10％引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。医療と介護の給付急増が見込まれるためで、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10％への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10％程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまでも指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

○現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

1．法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2．中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3．事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

○事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

○相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80%）を100%に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

Ⅲ 地方のあり方

○地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

○ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。

○異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

Ⅳ 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間」（平成28年度～32年度）も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

Ⅴ その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

―― 東京法人会連合会 ――

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/

《源泉徴収義務者の皆様へ》

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて

平成29年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、これに伴い、源泉徴収等に関しても改正がされました。

この改正は、**平成30年分以後**の所得税について適用されます。(平成29年分の年末調整に影響はありません。)

○ 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることのできる人の範囲や改正後の控除額については、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に掲載しているパンフレット「平成30年分以降の配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いについて　～毎月(日)の源泉徴収のしかた～」2ページの表をご参照ください。

○ 源泉徴収税額表を参照する際の配偶者に係る扶養親族等の数の計算方法の変更

源泉徴収税額表を参照する際の扶養親族等の数の計算に当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。また、同一生計配偶者が障害者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

※「源泉控除対象配偶者」や「同一生計配偶者」の詳細については、上記のパンフレットをご参照ください。

※ 源泉徴収税額表は、必ず該当年分のものを使用してください。

○ 給与所得者の扶養控除等申告書等の様式変更

平成30年分以降、次の様式が変更されました。これらの様式は国税庁ホームページに掲載されています。(④・⑤については、12月頃確定版を掲載する予定です。)

① 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
② 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書
③ 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書
④ 給与所得者の保険料控除申告書
⑤ 給与所得者の配偶者控除等申告書(「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が改められました。)
⑥ 給与所得・退職所得に対する源泉徴収簿

【パンフレット・様式の掲載場所】
ホーム ＞ パンフレット・手引き ＞ 源泉所得税関係(※配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて)

ブロック・支部・委員会・部会からの報告

【研修会について】荻窪法人会は秋と春に研修会を行っています。荻窪法人会は荻窪税務署管内を5つのブロックに地域割りをしています。春は各ブロックが独自のテーマで企画開催し、会員同士のよい交流の場となっています。

【委員会について】法人会での委員会の役割は、会員活動の年間のスケジュールを含め指針を示すことにあります。納税制度の普及発展と良き経営者を目指す活動や地域社会貢献を遂行するための具体的な企画と具現化のための道筋を考え、その案件をブロック、支部で実行します。委員会の活動が活発であればブロック支部の活動も充実したものになります。

【部会とは】ある同じ目的を持った会員の集まりです。源泉部会：経理職員の源泉税を中心とした研修会などを行う。青年部会：若手の経営者が集まり、研修会や勉強会を行い、悩みを話し合えるような仲間作りの場ともなっている。女性部会：女性経営者同士の交流や社会貢献活動を行います。

税制委員会

第34回法人会全国大会（福井大会）参加紀行文

税制委員会 副委員長 山下民子

越前若狭の観光宣伝のお嬢さん方やゆるキャラの朝倉ゆめまる君や恐竜君のお出迎え

税制委員会の毎年恒例の全国大会、第34回の今年は福井市です。初日10月5日朝8時30分に羽田空港へ集合。小竹会長、加藤副会長、田中副会長、岸岡委員長、及川副委員長、新井副委員長、中島副委員長、小林委員、中原相談役、山下、総勢10名です。今回も小林委員は会場の席を確保のために、先に出発してくれています。

小松空港からバスで会場の福井県産業会館に到着しました。先ずは記念撮影。越前若狭の観光宣伝のお嬢さん方やゆるキャラの朝倉ゆめまる君や恐竜君のお出迎えに一同笑顔です。いよいよ全国大会の開催。これは小林委員の寄稿文におまかせして、それからが珍道中の始まり。毎年のことですが、全国から2千人近くの人が集まるので、開催地のホテルを確保するのは至難です。と、いうわけで福井駅からサンダーバード32号で今回の宿泊地・京都へ。夕食は、加藤委員長肝いり、旬の香り高い松茸会席で長旅の疲れを癒し、夜は更けてゆきました。

翌6日は大型タクシーをチャーターして、平安の歴史と豊かな自然に囲まれた京都の里山「大原」へ。秋の小雨が、京都の街並みや寺院の境内の苔の色をより鮮やかにし、風情を増してくれます。大原三千院、南禅寺、宝泉院など京都の初秋を目でも舌でも楽しみました。昼食は湯葉会席。何もかも京都らしく、湯豆腐をつつきながら、話は法人会と税制について…。

荻窪法人会らしく、小竹会長、加藤委員長を囲んで酔うほどに真面目になってゆく一行でした。

大原宝泉院にて

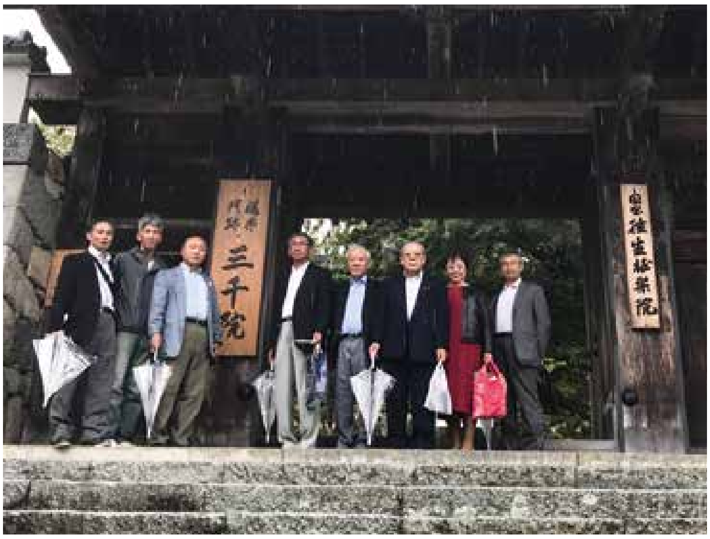

大原三千院にて記念撮影

京都にて

第5ブロック　BLOCK

第5ブロック納涼バス研修会」

第5ブロック　副ブロック長　田辺一郎

レストランミクニ丸の内と新東京丸クルージング

東京都豪華客船「新東京丸」乗船後の記念写真

いつもは親睦ゴルフ会を開催する担当でしたが、手首の怪我をしてしまいゴルフが出来ず、よって、野村新ブロック長から「納涼バス研修会」を企画してくれとの指示が出た次第です。

今回企画したのは、荻窪法人会会員でもあります都議会議員の早坂よしひろさんの絶大なるご協力によるものでした。目玉は2つ。1つ目は、三國シェフ「ミクニ丸の内」で杉並の食材をふんだんに使ったフランス料理フルコースです。「杉並区の○○さんが作った野菜です」と説明されると更に美味しく感じられます。2つ目は、東京都所有の豪華客船「新東京丸」を貸切り、海上からオリンピック会場視察です。来日された外交官クラスのおもてなしをして頂きました。

当日は朝から晴れ、まだまだ暑さ真っ盛りでした。荻窪からバス移動し、早速豪華ランチです。ミクニ丸の内に着くと、早坂よしひろ都議会議員とオリンピックに詳しい朝日健太郎参議院議員にお出迎えをして頂き、豪華ランチを頂きながらオリンピックの貴重なお話を伺いました。貴重なお話を伺いながらランチを頂いていたのですが、メインも魚とお肉が出てきて、更にお酒が飲み放題ですから皆さんの手が止まることはありませんでした。90kgの私がお腹いっぱいになった訳ですから物凄いボリュームでした。でも皆さんペロリと平らげ残す方はいらっしゃいませんでした。杉並のお野菜もとっても美味しかったです。

皆さんお腹いっぱいに食べ、次は豪華客船のクルージングです。穏やかな海上から、オリンピック会場を見学させて頂きました。そして、東京都の職員の方の説明がとっても面白く楽しく聞かせて頂きました。しかし、豪華客船の椅子は豪華なソファーなんです。一人ずつゆったり座り、外を眺めながらのクルージングは居心地が良いってもんじゃありません。また、船の2階の展望フロアーは、天皇がご乗船されたときに使われたお部屋だそうです。180度見渡せる広い窓からの景色は一見の価値ありです。

その後、バス移動し、選手村や新国立競技場建設現場を見学させて頂きました。早坂よしひろ都議会議員には大変お世話になった一日でした。どうも有難うございました。

ミクニ丸の内での朝日健太郎参議院議員挨拶

食事の様子

ご協力いただいた早坂よしひろ都議会議員

料理

東京都豪華客船「新東京丸」

船内の様子

選手村見学の様子

厚生事業委員会

第4回 納涼バーベキュー大会

厚生事業委員　小野瀬靖子

ランタンを灯し幻想的な雰囲気の中で

7月29日（土）141名の参加のもと第4回納涼BBQ大会を、荻窪タウンセブン8階屋上広場で開催しました。

厚生事業委員会の催しにしては珍しく、時折強い雨の降る中テントの下で始まりました。

青空のもとのバーベキューも開放的で良いのですが、薄暗いテントの下にランタンを灯すと、何だか幻想的な雰囲気になりました。

今回は会員さん同士初めての方もいらしたのに、テーブルごとにまとまったようでした。

雨に濡れないようにとの会場側の配慮で、お肉を焼く場所を中にまとめたのも、皆様交代で焼いたりして却って交流の場になったようです。

今回は、男性グループ、女性グループ、男女混合グループ、家族連れと多様で、何れも「お肉を食べるぞ～!」という【気】がみなぎっていました。（笑）

小学生の子供達に感想を聞いたところ、「美味しかったあ～!、お腹一杯になったあ～!」との反応で、夏休みに入って最初の楽しいイベントになったのではないでしょうか？

荻窪法人会の未来は力強く明るいなあ～と感じさせていただきました。

納涼バーベキューの様子

仕込みの様子

スタッフの皆さん

厚生事業委員会

平成29年度 健康セミナー

厚生事業委員　白石弘典

命を救う！応急手当講習会

9月28日、毎年好評をいただいております厚生事業委員会主催の健康セミナーを開催いたしました。今年は、例年の着席にて講演を聞く形ではなく、最近多く目にしている自然災害などから、もしもの時にご自身やご家族、または偶然街中で手当てが必要な場面に遭遇したときのために役立てていただこうとの思いから、荻窪消防署の方々に講師をお願いし、応急手当の体験型セミナーを行いました。

当日は、心肺蘇生法や自動体外式除細動器（AED）の使用方法等を学んでいただく「救命入門コース」を受講いただき、救急車が到着するまでのわずかな時間でも「応急手当」をすることで助かる命があることを学んでいただきました。

AEDは、商業施設や駅、コンビニ、学校、公共施設など様々な場所に設置されていますが、使用方法や必要な状況など知らないことが多くありました。今回、ご参加いただいた皆様も全員が心肺蘇生法（胸骨圧迫）とAEDの使用を実際に体験いただき、「とても勉強になった」、「どんなときにAEDが必要なのか分かって良かった」とのお声を多くいただきました。

また、少人数のグループに分けて講習を行ったことで、「署員の方に直接質問をすることができたのも良かった」とのお声もいただき、初めての試みではありましたが、参加された皆様のお役に立つことができたことを実感いたしました。厚生事業委員会では今後も会員の皆様のお役に立つ、また喜んでいただける事業を企画・実行してまいります。

委員長あいさつ

講師の荻窪消防署の方々

セミナーの様子

源泉部会

源泉部会野外研修会

源泉部会　幹事　河又雅之

高尾山と蛍狩り

平成29年7月27日、15名の参加で、源泉部会の野外研修が行われた。今回の研修は、高尾山。近年、ミシュランの三つ星に認定され、ハイキング・トレッキングの名所になっています。

比較的年齢層が高い源泉部会ですが、山頂まで、ケーブルカーといくつかの登山（？）コースが選べるための選定となりました。15名中、登山が4名、残りの人は、ケーブルカーを利用して、頂を目指しました。ケーブルカーの降り場での合流を目指しました。登山組は、1時間30分のシンドイトレッキングでした。昔のイメージでは、1時間ぐらいで到着できると思っていました。大いなる誤算でした。合流してから、勇者3人が頂上を目指しました。思っていたよりも、長い道程でした。景色が良かったのと、頂上に来たー、との満足感に浸れました。下りは、時間の関係で、リフトでおりました。

高尾山口に戻り､いよいよ､懇親会の会場入りです｡会場は､鵜飼鳥山｡送迎バスで向かいました｡お出迎えは､越中五箇山の合掌造りの建物､圧倒されました｡離れの部屋に案内され､落ち着いたところで､記念撮影｡その後､乾杯から囲炉裏炭火焼､食事､お酒と心行くまで楽しみました｡ご馳走様でした。食後、蛍の光を求めて、庭を奥のほうに歩きました。真っ暗な中に、蛍の幽玄を感じる光を堪能して、お開きとしました。

記念撮影

山頂にて

ケーブルカー

記念撮影

食事の様子

源泉部会

源泉部会労基研修会

源泉部会

適正な労働時間の把握と労務管理について

平成29年10月6日（金）荻窪タウンセブン8階会議室において源泉部会主催の「労基研修会」が開催されました。今回は会員増強の意図もあり全会員あてに案内をしたところ、25名の申し込みがありました。源泉部会員以外からもたくさんのご出席がありました。

講師として新宿労働基準監督署より労働基準監督官の笹原諒馬様にお越しいただき『適正な労働時間の把握と労務管理について』について約1時間ご講義いただきました。質疑応答でもいろいろお話をきくことができました。

これまでは源泉部会員のみへの案内でしたので、こういうものがあってよかったと源泉部会員以外の方からはうれしいご意見をいただきました。源泉部会では実務に役立つ有意義な研修を毎月おこなっております。是非、源泉部会へのご入会をおまちしております。

研修会の様子

女性部会

第19回女性部会「歩く会」

女性部会　副部会長　渡辺明子

久しぶりに東京を飛び出し、秋のさわやかな1日を楽しむべく、横浜へ

毎年恒例の女性部会の「歩く会」、久しぶりに東京を飛び出し、秋のさわやかな1日を楽しむべく、横浜に15名で散策に出かけました。

親会から小竹会長、井口副会長のご出席をいただきました。女性部会の郊外行事の時はいつも晴れるのがジンクスとしてありましたが、出かける時は雨だったので今回はダメかとがっかりしていましたが、山下公園に着いた頃には雨もすっかり上り一安心でした。山下公園ではバラが満開で花を楽しむ人有り、公園内で行われたイベントを楽しむ人有り、又2016年重要文化財に指定され地上4階、地下3階の貨客船氷川丸の客室、機械室、船長室などゆっくり見学し、なかなかこういうチャンスがないので、感動いたしました。

その後中華街に行き、数多い中華料理の店の中の「同發」にて、落ち着いた雰囲気の中、大変おいしいお食事いただきました。会長より日常ではなかなか聞けない、興味深いお話も聞くことが出来、時間も延長になるほど楽しい時を過ごしました。その後は自由時間となり、いろいろな店で味見をしたり、ショッピングを楽しんだりして帰路につきました。

少し寒く、さわやかな秋の一日とはいきませんでしたが、親しい仲間と英気を養い、会員相互の親睦も深まり楽しい一日でした。

氷川丸

集合写真

青年部会

青年部会　9月例会　税務研修会

広報委員　前田薫範

軽減税率制度について

平成29年9月14日、タウンセブンビル８階フォーラムMにて税務研修会が開催されました。

荻窪税務署より法人課税第１部門 天海健統括国税調査官と小西雄貴上席国税調査官を講師にお迎えして、「軽減税率制度について」わかりやすくご講義いただきました。参加者は皆一様に軽減税率制度について深く理解しようと眉間にしわをよせながら集中して講義を聞いていました。講義終了後、参加者からの質問も多くとても有意義な研修会となりました。

その後、同ビル２階のBLOOK MARKSへ移動し懇談会を行いました。会員同士での軽減税率制度の話以外にも色々な話で盛り上がり良い懇談会となりました。

参加者で記念撮影

研修の様子

研修の様子

2017年11月発行／発行人 岡博之／公益社団法人 荻窪法人会 〒167-0032 杉並区天沼3-7-3 TEL 3392-1338／FAX 3391-8388

東法連 特定退職金共済制度

従業員のための退職金を計画的に準備できます。

優秀な人材の確保、定着化に役立ちます。

特退共制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(または必要経費)に算入できます。
3. 過去勤務期間の通算の取扱いを利用できます。(新規加入時のみ)
4. 中退共(中小企業退職金共済制度)との重複加入が可能です。
5. 簡単な手続きで加入いただけます。

東法連特退共制度の仕組み

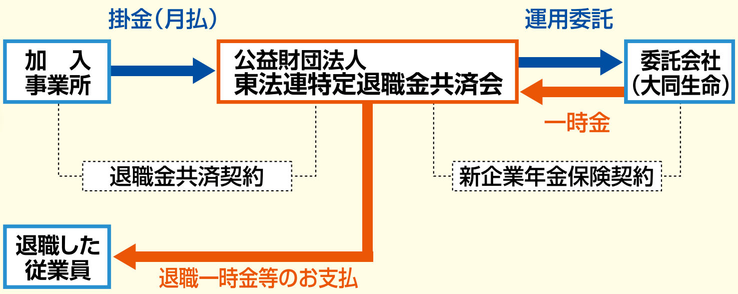

この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約6千社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○このご案内は、平成26年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区坂町13番地4 全法連会館3階
TEL：03-3357-1641 FAX：03-3357-1642
http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp

企C-26-11-S(平成26年8月1日)P6965